

24-11 教育研究評議会議事概要

日時 平成25年2月20日(水) 13:30~15:10

場所 総合研究棟Ⅱ 第1会議室

出席者 内田学長

武田, 田中, 滝, 朴, 鈴木, 中川, 緒方, 江原, 児玉

井口, 八木, 山口, 登, 駒田, 伊藤, 川口, 吉岡, 梅川, 鶴岡, 竹田, 福岡

人文学部高橋副学部長(規定第6条)

◎ 前回議事概要の確認

内田学長から、事前にE-mailで確認した24-10教育研究評議会議事概要については、配付資料のとおり記録にとどめたい旨の報告があり、了承された。

I 協議事項

1. 三重大学学則の改正について

田中理事から、特別聴講学生にかかる三重大学学則の改正について、「資料1」に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

2. 三重大学障がい学生支援室規程の制定等について

中川副学長から、三重大学障がい学生支援室規程の制定等について、「資料2」に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

3. 三重大学の講座等及び学科目に関する規程の改正について

企画総務部長から、三重大学の講座等及び学科目に関する規程の改正について、「資料3」に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

4. 人文学部学生の懲戒処分について

内田学長から、樹神人文学部長から学生1名の懲戒処分に関する申し出を受けたことに伴い、「三重大学における学生の懲戒に関する指針」に基づき審議願いたい旨の発言があった。

次いで、席上配付の「資料」に基づき、人文学部高橋副学部長から詳細な経緯説明があり、審議の結果、原案どおり、「有期停学」とすることが承認された。

なお、本席上配付された資料は、本会議終了後に回収した。

5. 審査委員会の設置について

内田学長から、本件については懲戒事由が存在すると思われるので、三重大学職員の懲戒の審査規程に基づき、審査委員会の設置について審議願う旨の発言があり、審議の結果、承認された。その後、審査委員会委員の組織について、配付資料に基づき説明があり、審議の結果、承認された。

なお、本席上配付された資料については、本会議終了後に回収した。

6. その他

なし

Ⅱ 報告事項

1. 平成24年度の業務執行状況（第3四半期）について

各理事・副学長・病院長から、平成24年度業務執行状況（第3四半期）について、「資料4-1 ～ 4-10」に基づき報告があった。

2. 三重大学とCSEM、三重県等との協定締結について

朴理事から、三重大学とCSEM、三重県等との協定締結について、「資料5」に基づき報告があった。

3. 海外大学との学部間協定の締結について

①三重大学医学系研究科・医学部とヤンゴン第一医科大学（ミャンマー）との学術協力・医師交流に関する一般協定

②三重大学工学研究科・工学部とティラナ工科大学（アルバニア）との学術協力・交流に関する一般協定及び学生交流協定

朴理事から、①三重大学医学系研究科・医学部とヤンゴン第一医科大学（ミャンマー）との学術協力・医師交流に関する一般協定、②三重大学工学研究科・工学部とティラナ工科大学（アルバニア）との学術協力・交流に関する一般協定及び学生交流協定について、「資料6-1，資料6-2」に基づき報告があった。

以 上